

大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更 について（諮問）

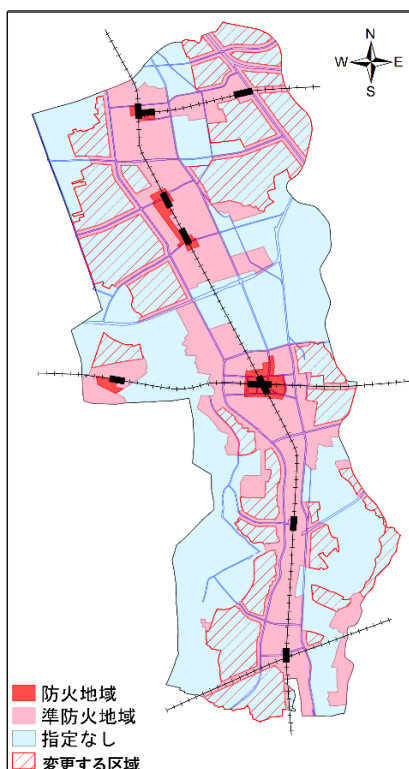
1. 変更の内容

(1) 変更する理由

- ・本市の準防火地域は、昭和41年に市域の一部を指定し、その後、昭和61年に住居系用途地域のうち建蔽率60%以上かつ容積率200%以上の区域に指定を拡大してきました。
- ・本市では、「神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月）」の建物火災危険度において、市街化区域の約9割にあたる区域で危険度が「高い」または「やや高い」と評価されており、市街地全体において延焼火災の危険性が高い状況となっています。また、都市計画基礎調査に基づき、市街化区域における戸建て住宅の棟数密度を算出した結果、平成7年度から平成27年度までの間に約1.5倍に増加しており、建物の過密化が進行していることから、延焼火災の被害を軽減するためのまちづくりが必要となっています。
- ・そのため、「大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成28年11月）」では、火災対策として「広域的な見地及び地域の特性を十分考慮して防火地域及び準防火地域を指定する」としており、「健康都市やまと都市計画マスタープラン（令和3年4月改定）」では、被害を拡大させない都市空間の形成の取り組み方針として、「防火規制強化の推進（火災に強い都市空間の形成）」を新たに位置付けました。
- ・以上のことから、市街地の延焼火災の被害を軽減するため、できるだけ多くの地域を指定することとし、今回、戸建て住宅が多く存在する第一種低層住居専用地域の全域を新たに準防火地域に指定するものです。

(2) 変更する区域と面積

【図】 変更する区域



【表】 変更前後の面積

	面積（割合）	
	現在	変更後
防火地域	45ha(2%)	45ha(2%)
準防火地域	879ha(32%)	1,584ha(58%)
指定なし	1,785ha(66%)	1,080ha(40%)
市全域	2,709ha(100%)	2,709ha(100%)

(3) スケジュール

令和4年									令和5年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	◆5/24 都計審 (報告)		◆7/20 都計審 (報告)			◆10/11 都計審 (諮問・答申)					◆2/1 変更告示 (予定)
	◆意見交換会 の開催		◆県との協議		◆都市計画案の 縦覧						
◆市民・関係団体へ周知				◆							

① 県協議【都市計画法第19条第3項】

令和4年8月17日 神奈川県知事に協議書を提出

令和4年8月30日 神奈川県知事から協議書の回答（異存なし）

② 法定縦覧【都市計画法第17条第1項】

期間：令和4年9月15日（木）～令和4年9月29日（木）

縦覧者：0名

③ 意見書の提出【都市計画法第17条第2項】

意見書：2通→別添のとおり（要旨と市の見解）